

令和7年度晴れの国おかやま移住・定住イメージアッププロモーション事業に関する提案を求める公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定による随意契約の方法により契約を締結するため、次のとおり公募型プロポーザル方式による企画提案を募集します。

令和7年2月21日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

記

1 提案に付する事項

- (1) 業務名 令和7年度晴れの国おかやま移住・定住イメージアッププロモーション事業
- (2) 業務内容 別添仕様書のとおり
- (3) 契約期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- (4) 委託限度額 7,526,200円（消費税及び地方消費税684,200円を含む。）

2 参加資格に関する事項

提案できる者は、下記の要件を全て満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (2) 法人格を有していること。
- (3) 本件調達の公告の日から契約締結日までの間のいずれの日においても、岡山県の指名除外を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- (5) 銀行取引停止処分を受けていない者であること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団又はその構成員のいずれにも該当せず、かつ、これらの利益になる活動をそれと知りながら行う者でないこと。
- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (8) 過去3年以内において、国又は地方公共団体等の公的機関から、別添仕様書に定める「イメージアッププロモーション」業務と同種又は類似の業務を受託し、全て誠実に履行した実績を有していること。

- (9) 岡山県税を滞納していないこと。ただし、岡山県内に本店・支店・営業所等を有しない法人は、本店所在の都道府県税を滞納していないこと。
- (10) 法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

3 業務委託に関する事務を担当する課の名称等

岡山県県民生活部中山間・地域振興課移住促進班
〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号
TEL：086-226-7862（直通）
FAX：086-224-6195
E-mail：uij@pref.okayama.lg.jp

4 契約条項を示す場所

上記3の場所とする。

5 参加手続き等

(1) 応募書類の入手方法

ア 配布期間

令和7年2月21日（金）から令和7年3月6日（木）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

イ 配布場所

上記3の場所に同じ。

なお、岡山県県民生活部中山間・地域振興課ホームページからダウンロードすることができる。

<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/16/>

ウ 配布書類

- ・仕様書
- ・様式第1～5号
- ・提案説明書作成要領

(2) 企画提案参加資格確認申請書の提出期間等

ア 提出期間

令和7年2月21日（金）から令和7年3月6日（木）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

イ 提出場所

上記3の場所に同じ。

ウ 提出方法

持参又は郵送等（書留郵便その他これに準ずる方法によるものに限る。）

※郵送等による場合は、提出期限までに必着することとし、発送後であっても未着の場合は、期限内の提出がなかったものとみなす。郵便事故が起きた場合、県では責任を負わず、異議申し立てもできない。

エ 提出書類

- ①参加資格確認申請書（様式第1号）
- ②本業務と同種又は類似の業務の受託実績及びその内容がわかる資料【原本1部＋写し5部】
- ③会社概要（パンフレット等）
- ④印鑑証明書（受付日前3か月以内に発行されたもの。コピー可）
- ⑤登記事項証明書（受付日前3か月以内に発行されたもの。コピー可）
- ⑥財務諸表（最新決算年度の貸借対照表、損益計算書。コピー可）
- ⑦岡山県税に滞納がないことの証明書（岡山県内に本店・支店・営業所等を有しない法人で、滞納がないことの証明書の発行ができない場合は、最新決算年度の法人県民税、法人事業税の納税証明書。コピー可）
- ⑧法人税と消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（納税証明書「その3の3」。コピー可）
- ⑨（岡山県暴力団排除条例に係る）誓約書（様式第2号）

※ただし、岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格を有している場合は、上記

③～⑨の書類の提出は必要ないものとする。

（3）参加資格要件の審査

ア 審査結果の通知

企画提案参加資格確認申請書を提出した者について、2の事項について審査し、不適合と認められる者に対してはその旨を書面により通知する。この通知を受けた者は、この企画提案に参加することができない。

イ 参加資格要件不適合の理由の説明要求

不適合の旨の通知を受けた者は、令和7年3月12日（水）までに、上記3あてに、ファックス又は電子メールにより、説明を求める書面を提出することができる。なお、送信後には、電話にて着信を確認すること。

（4）質問の受付及び回答

ア 質問の受付

この契約の仕様書等に関する質問は、「質問・回答書(様式第4号)」で、令和7年3月6日(木)午後5時までに、上記3あてに、ファックス又は電子メールにより行うこと。なお、送信後には、電話にて着信を確認すること。

イ 質問に対する回答

ファックス又は電子メールにより提出された質問書の回答については、随時、上記5（1）イの岡山県県民生活部中山間・地域振興課ページに回答を掲載する。ただし、本企画提案に直接関係のないもの、その他回答すること若しくは前記の回答方法が不相当と認められる質問に対しては、回答を行わないか、又は回答方法を変更する場合がある。

ウ その他

企画提案実施後、仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできないものとする。

6 企画提案

企画提案に参加する者は、提案書（様式第3号）を次のとおり提出しなければならない。

- (1) 提出期限 令和7年3月21日（金）午後3時まで（必着）とする。
※上記日時までに提出書類の提出が無かった場合は、参加を辞退したものとみなす。
- (2) 提出場所 上記3の場所に同じ。
- (3) 提出方法 持参又は郵送等（書留郵便その他これに準ずる方法によるものに限る。）
※郵送等による場合は、提出期限までに必着することとし、発送後であっても未着の場合は、期限内の提出がなかったものとみなす。郵便事故が起きた場合、県では責任を負わず、異議申し立てもできない。
- (4) 提出書類
 - ア 提案書（様式第3号）【原本1部＋写し5部】
 - イ 見積書（任意様式）【原本1部＋写し5部】
 - ウ 提案説明書【6部】（「提案説明書作成要領」参照）
 - エ 業務の実施体制（様式第5号）【6部】
 - オ 会社概要（任意様式。既存のパンフレットでも可。）【6部】※ イには、会社名及び役職、代表者名を明記の上、代表印を押印するか、見積書の作成責任者及び作成担当者の氏名並びに連絡先を明記すること。

7 審査基準及び審査手続き

- (1) 企画提案書が提出された場合は、岡山県県民生活部内に設置する選定委員会において審査する。
- (2) 審査は、提出書類及び企画提案者のプレゼンテーションの内容により行う。なお、プレゼンテーションは、令和7年3月25日（火）を予定しており、会場実施のため、留意すること。
※説明は本業務に携わる者（責任者又はこれに準ずる者）が行うこと。
ただし、審査方法については、プレゼンテーションによらず書類審査に切り替える場合がある。書類審査に切り替える場合は、別途連絡する。
- (3) 審査会場は県庁（岡山市北区内山下二丁目4番6号）もしくは県分庁舎（岡山市中区古京町1丁目7-36）を予定しているが、会場及び時間は改めて通知する。
- (4) 別途県が定める審査要領により、各提案内容について相対的に評価し、委託先を決定する。

8 結果の通知方法

前項の審査結果は、提案者あて通知するとともに、岡山県県民生活部中山間・地域振興課ホームページにおいてその旨を公表する。

9 契約

契約形態は、委託契約とし、採択件数は1件とする。なお、契約候補者と委託契約の協議が調い次第、県との間で契約を締結する。ただし、条件に合致しない場合等、特殊な事

情がある場合には、委託契約を締結しないことがある。

10 その他

- (1) 提案にかかる経費は、全て提案者の負担とする。
- (2) 提案者に対して、提出された書類の内容について説明を求めることがある。
- (3) 審査の公正を図るため、提案者に対して、提出書類若しくは添付資料の記載事項又は参加資格を有することを証明する資料等の提出を求めることがある。
- (4) 提出書類について虚偽の記載があった場合は、失格とする。
- (5) 採否にかかわらず、提出書類は返却しない。
- (6) 提出書類及び添付資料は、情報公開の請求により開示することがある。
- (7) デザインは、他からのコピー並びに転用は行わないこと。
- (8) 審査経過については公表しない。
- (9) 契約締結予定者は、契約を締結しようとするときは、暴力団の排除に係る誓約書を提出しなければならない。なお、この誓約書を提出しないときは、契約締結を拒んだものとみなすので留意すること。
- (10) 当該事業は、当該事業に係る予算が議会において議決されることを契約締結の条件とする停止条件付事業である。